令和7年度 工 事 名 粟国村幼小中学校ハブ対策整備工事(令和7年度)

工事現場 栗国村字東地内

工 期 工事請負契約締結日の翌日から令和 8年 3月19日

特記仕様書

第1条 (共通仕様書の適用)

本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条 (共通仕様書に対する特記及び追加事項)

土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記又は別紙のとおりとする。

# + .	≑⊤	<u> </u>	扶	
特	記	仕	様	書

II					
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		3	一般事項	1	本工事は本特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事
					等共通仕様書、土木工事施工管理基準(土木建築部制定)及びその他の参考図書に準じて施工しなければなら
					ない。
					施工は本特記仕様書、図面を優先し、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びに、その他の参考
					図書の順とする。
				2	請負者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速や
					かに監督員と協議しなければならない。
				3	本工事は、「リサイクル原則化ルール」の実施に努め、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体
					等・再資源化等及び再生資源活用実施要領について」に準じて施工しなければならない。
		4	主任技術者及び監理技術者の	1	建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者
			雇用関係について		(企業)と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
				2	共同企業体の代表者以外の構成員
					(企業)と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
					受注者は、着手届と共に、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明

					特記仕様書	
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項	
					する書類(健康保険被保険者証の写し)を提示しなければならない。	
		5	施工体制台帳	1	受注者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。	
		6	現場の管理		受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合	
					のみ)に、工場現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用さ	
					せるものとする。	
		7	現場事務所の設置	1	受注者は、工事現場内、又は現場付近に現場事務所を設置しなければならない。	
					事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織票、天気図、その他必要事項を一目で理解でき	
					るよう作成し、掲示すること。	
		8	疑義の解釈	1	受注者は、工事着手前に必要な調査、測量を行い設計図書を確認すると共に仕様書及び設計図書	
					の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議し、施工しなければならない。	
					なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。	
		9	工事進捗状況の報告について	1	受注者は、毎月の工事の進捗状況等を翌月の3日までに監督職員へ報告しなればならない。	
		10	県産品の優先使用について	1	本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格	
					等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。	
				2	完成通知書の添付資料として「県産建設資材使用状況報告書」を提出すること。	
		11	下請業者の県内企業優先活用		受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有するもの)から選定する	
					ように努めなければならない。	
		12	琉球石灰岩の違法採掘防止に	1	工事用資材として琉球石灰岩(古生代石灰岩を除く)を使用する場合は、出鉱証明書(原本)を提出	
			ついて		すること。琉球石灰岩とは、捨石、栗石、クラッシャーラン等をいう。	
		13	ダンプトラック等による過積載	1	土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を充分に行う	
			等の防止について		こと。	
				2	過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。	
				3	資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に	
					害することのないようにすること。	
				4	さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのない	
					ようにすること。	
				5	「土砂等を運搬する大型車両による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という)の	

					特 記 仕 様 書
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		14	建設発生土について	6 7 1	目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況をふまえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関レダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 第1項から第6項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。 建設発生土の仮置き 本工事の掘削等による発生土は、発注者が指定する場所に搬出する。
				2	(削除)
				3	仮置き土の管理 現場発生土は後続工事の埋め土等に活用する計画であるため、数量の管理を行うための整形や 土質を管理するための養生(雨天による含水比の上昇を抑制するための対策等)を適切に行うこと。 また、土砂流出等による公衆災害の防止等を含め、周辺の環境生活に影響を及ぼさないよう努め なければならない。
				4	運搬 現場外への搬出等が必要となった場合、次の事項に留意し建設発生土を運搬しなければならない。 1)運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。 2)運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。 3)海上運搬する場合、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。

					特記仕様書
——— 章	節	 条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		<u> </u>		5	(削除)
		15	標準操作方式建設機械(バック	1	本工事の施工に当たり、建設機械(バックホウ)を使用する場合は、標準操作方式に指定された建設
		1.0	ホウ)の使用について	,	機械を使用するように努めること。
		16	排出ガス対策型建設機械の原 則	1	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として、「排出ガス対策型建設機械指 定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1付け国総施設第225
			則		定要順(平成3年10月8日刊り建設有経機発射249万、取於以上平成14年4月1刊り国総施設第225 号) に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
				2	一般工事用建設機械[ディーゼルエンジン出力 7.5から272kW]
				2	・バックホウ ・ホイールローダ (車輪式)
					・ブルドーザ・発動発電機
					・空気圧縮機・油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)
					・ローラ類・ラフテレーンクレーン
		17	建設リサイクルの推進について	1	受注者は、本工事で発生する建設廃棄物について、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、
					「廃棄物処理法」等を遵守し、適正な収集運搬及び処分等を行うこと。
				2	受注者は、下請業者に対して「建設リサイクル法」第12条第2項に基づき告知しなければならない。
					受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事
					現場に搬入する場合には、法令等に基づき、「再生資源利用計画書」を「建設副産物情報交換システ
					ム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
					また、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やか
					に受領書を搬入元に交付しなければならない。
				4	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥ま
					たは建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、「再生資源利用促進計

					特	記	仕	様	書
章	節	条	見出し	項				特	記及び追加仕様書事項
章	節	条 18	見出し	項 5 6 7 8 9 1	画出受見受変でま断受基促受基源本の本は、に注づ進領注づ利工いている。	建れば、関等認げは、画のよた実はるで材が温いないは、関等認がは、連書写そ再施建の用すないない等に発送される。これをはいいでは、関係はいいでは、関係には、関係には、関係は、関係は、関係は、関係は、関係には、		特 システム(C 再生資ないは現たは現まれば現れたが、 事力には現まれば進れない。 所ではまれば進れない。 所では、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	記及び追加仕様書事項 COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め監督職員に提 利用計画書及び再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆 、。 搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質 5染対策法等の手続き状況や、搬出先が適正であることにつない。 画書に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい が利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等 を領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利 ることを確認するとともに、監督職員から請求があった場合に
				2	ゆいくる材 この場合い い。また、 (建設廃3 1) 受注者	すがない離れたいでも においても ゆいくる材 乗物の搬出 ない、工事で	島等での〕 受注者は「 の在庫がか。) で発生した	事の場合にゆいくる材品よい等により建設廃棄物	は、ゆいくる材以外の再生資材を使用することができる。

					特	記	仕	様	書	
章	節	条	見出し	項				特言	記及び	追加 仕様 書事項
					2) 本工事(における再	手資源化に	要する費用	(運搬費を	含む処分費)は、前述に掲げる施設のうち、受入
					条件の合う	中から、道	重搬費と処	分費(平日受	そ入費用)	の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。
					従って正当	省な理由が	ぶある場合を	除き、再資	源化に要	する費用の変更は行わない。
				3	(ゆいくるち	すの品質管	営理)			
					, , , , , , ,			っては、「土	:木工事施	江管理基準」のほかに「ゆいくる材品質管理要領
					」に基づい					
						•				る材を使用する場合、着手後に(公財)沖縄県建
										行い、必要書類の交付を受けなければならない。
										レ採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し
										もと実施しなければならない。
					,		か現場簡素	易試験が終っ	了した場合	合、速やかに監督職員に試験結果を報告しなけれ
					ばならない					
				4	(完成時の	提出)				
						は、完成通	知書の添作	け書類として.	、以下の書	書類及び電子データを監督職員に提出しなければ
					ならない。					
							況報告書			
						材出荷量				
								用促進実施		
		19	環境対策等について	1	受注者は	は、工事の	施工にあた	っては、「沖	縄県赤土	:等流出防止条例」、「土壌汚染対策法」、「資源の
					有効な利用	目の促進に	こ関する法律	聿」、「水質活		去」、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」及びそ
					の他環境的	呆全に関う	する法令等	を遵守し、そ	の対策に	ついては工事着手前に現場状況の調査、検討を
					十分に行い	い、監督職	員の確認を	を得た上で旅	恒工を行う	こと。
		21	アスベスト含有建設資材の使用		原則として	て、原材料	4にアスベン	いを含んだる	建設資材	を使用しないこと。確認にあたっては、メーカーが
			禁止について		発行する「	アスベスト	を原材料と	していない	旨の証明	書」などにより行うこととする。
		23	工事完成図書の提出	1	工事完成	対図書は、	電子媒体(CD-R等)で	(正)1部提	是出すること。
				2	「要領」で	が特に記載	が無い項	目については	は、監督職	員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決
					定すること。	0				

					特	記	仕	様	書		
章	節	条	見出し	項				特	記及て	ド追加仕様書事項	
					なお、「細	氏」による提	出物は、関	監督職員とは	協議の上海	央定すること。	
		26	高度技術・創意工夫・社会性に	1	受注者は	、工事施工	工において	て、自ら立案	実施したが	創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会	
			関する事項の実施について		への貢献と	して評価	できる項目	に関する事	項につい	て、工事完了までに提出することができる。	
					ただし、本語	工事は工事	事成績の評	平定は行われ	ない		
		27	公共事業労務費調査等に対す	1	本工事が	公共事業	労務費調	査等の対象	工事となる	った場合、受注者は調査票等の記入等、必要な	
			る協力		協力を行わ	つなければ	ならない。	また、本工	事の完成征	後においても、同様とする。	
				2	調査票等	を提出した	た事業所を	事後に訪問	問して行う	調査・指導等の対象となった場合、受注者はその	
					実施に協力	りしなけれ	ばならない	、また、本土	工事の完成	衣後においても、同様とする。	
				3	公共事業	美労務費調	査の対象	工事となった	た場合に正	E確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法	
					等に従って	就業規則	を作成する	るとともに、1	賃金台帳	を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労	
					働者の賃金	金時間管理	里を適切に	行っておか	なければ	ならない。	
				4	本工事の	一部につ	いて下請	契約を締結	する場合に	こは、当該下請工事の受注者(当該下請工事の	
					一部に係る	5二次以降	の下請負	人を含む。)	が前3項。	と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	
		28	暴力団員等による不当介入の	1	受注者は	、当該工事	事の施工に	こ当たって粟	東国村暴力	力団排除条例の理念に基づき、次に掲げる事項を	
			排除対策		遵守しなけ	ればならな	ない。なお	、違反したこ	ことが判明	した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳	
					正に対処す	するものとす	する。				
				2	暴力団員	等から不	当要求を受	をけた場合に	は、毅然と	して拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告す	
					るとともに、	所轄の警	察署に届け	出を行い、携	捜査上必要	要な協力を行うこと。	
				3	暴力団員	等から不	当要求に』	にる被害又に	は工事妨害	Fを受けた場合は、速やかに監督職員に報告する	
					とともに、所	「轄の警察	署に被害	届を提出す	ること。		
				4	排除対策	を講じたり	こもかかわ	らず、工期に	こ遅れが生	生じる恐れがある場合は、速やかに監督職員と工	
					程に関する	が協議を行	うこと。				
					この工事	はワンデー	ーレスポンス	ス実施対象	工事である	3.	
					「ワンデ	ーレスポン	/ス」とは受	注者からの	質問、協	議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答	
					するよう対応	忘すること	である。た	だし、即日回	回答が困難	誰な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注	
					者と協議の	うえ、回答	ド期限を設	けるなど、何	可らか回答	を「その日のうち」にすることである。	
				3	受注者は	計画工程	表の提出	にあたって、	作業間の	関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程	

					特記仕様書
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		30	ガイドライン等の遵守について	1 2	管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 設計変更等については、契約書19条から26条及び共通仕様書1-1-1-1から1-1-1-17に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、沖縄県土木建築部の「工事請負契約における設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止に係るガイドライン」の例によるものとする。 「設計図書の照査」については、「設計図書の照査ガイドライン (沖縄県土木建築部)を参考とする。
		31	本工事の請負代金額の変更協 議をする場合及び本工事と関連 する工事を本工事受注者と随意 契約する場合の取扱いについて	1	本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。
		32	設計図書における資材等の取 扱いについて	2 3	本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品または工法を指定するものではない。 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。 なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものであることに留意すること。
		33	設計変更等に伴うコリンズ登録 について	1	設計変更等により「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種(いわゆる主たる工種)」が変更 となる場合には、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、契約変更後速やかに「登録のための確 認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、変更登録を行うこと。
		34	不正軽油の使用の禁止等について	1	受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
		35	産業廃棄物税について	1	本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬出する産業廃棄物がある場合は、

					护 記	仕	様	書		
章	節	条	見出し	項			特言	記及び	追加 仕様 書 事 項	
章	節	条 38 39	見出し 工事工程の共有 主任技術者及び監理技術者に ついて	1 2	業廃棄物税が課税。受注者は、現場着手 と作成し、監督職員と を注者」又は「受注者 を工中に工事工程表 な工中に工事工程表 なる場合があるので)受発注者間で協議)登発注者間で協議)を発注者間で協議)を所述ないました。)をの他特別な事情 は工事の請負金額に かなければならない は同企業体の代表者 のイ又は口に掲げる	されるので 前(準有する) を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 が議し、 を対し、 を対し、 をがいます。 でで でが、 でが、 は、 でが、 は、 でいい。 は、 でいい。 は、 でいい。 は、 でいい。 は、 でいい。 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、	# 記	記及び 理すること。 設計図書等を ことを でという。 でででは、 で変更が、生じ、 で変更にという。 を生しとという。 をという。 で変更にという。 をという。 をはいる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む事項がある場合は、その事項の処理対応者(こた場合は、適切に受発注者間で共有すること 主者の責によらない場合は、工期の延長が可能 生じた場合 場合 ぶ生じた場合 響が生じた場合 場合 ・有する主任技術者又は監理技術者を専任で 定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を	
					2. 技術士法(昭和3 を「農業土木」とする 技術監理部門(選択 するものに合格した	2年法律第 3ものに限る R科目を「建 二者。	124号)に。 。)、林業 設」、「農	よる本試験の 部門(選択和	のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科 いうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科 いまで、森林土木」とするものに限る。)又は総 木」又は「林業-森林土木」とするものに限る。	
				3	理とするものに合格	者 倹定科目を- した者。	一級若しく		建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工 のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科	

					特	記	仕	様	書	
章	節	条	見出し	項				特	記及びう	追加 仕様 書 事 項
					目を「農業士	上木」とす	るものに随	浸る。)、林業	部門(選択和	斗目を「森林土木」とするものに限る。)又は総
					合技術監理	部門(選	択科目を「	建設」、「農	業-農業土	木」又は「林業-森林土木」とするものに限る。
)とするもの(に合格した	た者。			
				4	5千万円以	人上を下請	計契約し	て工事を施	工する場合に	は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置
					くものとする。	0				
				5	上記の監理	技術者は	、指定建	設業監理技	術者資格者	証(以下「資格者証」という)の交付を受けた者
					(直接的かつ					
				6			は資格者	証を常に携	帯し、発注者	から請求があったときはこれを提示しなけれ
					ばならない。					
				7			、資格名、	登録者証交	付番号を記	載した標識を、公衆の見やすい場所に掲示し
					なければなら					
										(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設
								• ,		所者又は監理技術者の工事現場への専任を
					· ·	お、現場	施上に看	手する目に	ついては、請	情負契約の締結後、監督職員との打合せにおい
					て定める。		₩ 4h → 1 (3/4/ 1/ 1 /17	∧)~ ъ и . м. *	·)``\;\;\;\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
				9	,					が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付
					専任を要した		の突が上点	サヤツ期间(C, 21, (14°	主任技術者又は監理技術者の工事現場への
		40	生コンクリートについて	1	712050	0	つごく つい	/カロート棒罩	上版 に 信田 す	- -るコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリー
		40	エコンググ NC JV C	1	•	–	- ',			0%以下とする。(港湾・空港を除く。)
					11/6 24.6	1400/02	Х Г 、 Ж ИДД		C 24 . C/201	0/000~こりの。(俗は、土色を豚へ。)
		48	アスファルト舗装版切断に伴い	1	舗装切断の	作業に伴	い、切断を	幾械から発生	する濁水及	び粉体(以下、廃棄物という。)については、
			発生する濁水及び粉体の取扱						,	のとする。回収された廃棄物については、関係
			基準について				,			められる経費については変更契約できるものと
					する。	` ` `	,	_,	, ,	
					「適正に処	埋」すると	とは、「廃す	実物処理及で	バ清掃に関 す	する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者
										型理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)

					特	記	仕	様	書
章	節	条	見出し	項				特	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
章	節	条 51	地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事	項 2 3 1 2 3	を掲 http://v で	を www.pref.c が www.pref.c が www.pref.c が と 上対 に る な の 実 時 て 者 合 に に る な な な な が 月 、「実 る 木 象 費 費 で 置 彦 ・	すると kinawa.lg.i するび解することででは、 ここででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	特のの 一型ではは大ファラのである。 要の分ははなア第ルのである。 はなア第ルのである。 はなア第ルのである。 はなア第ルのである。 はなア第ルのである。 はななではないでは、 はなないでは、 はなないでは、 はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	特記及び追加仕様書事項 る。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに告果を用いても差し支えない。 (kankvo/seibi/sangvo/asufaruto.html) る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請ない。 ファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(257号)」に基づき、適正に処理すること。 舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(こまづき、適正に処理すること。 一部に処理すること。 一部に変更のでは場管理費のうち労務管理費の下記に示すについて、工事実施にあたって不足する労働者を広域的ることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、 て最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。 費、借上費 一個者確保に係るものに限る。) 要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 た設計額(土木工事標準積算基準に基づき算出した額) (別紙)入札時参考資料に示すとおりである。なお、(別はなく、受注者における本工事の入札時の検討のための参考 接費の実績変更(以下「間接費の実績変更」という。)を請請報告書(様式1)及び実績変更対象費に実際に支払ったないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをい
				4	実績報告	5書及び証	明書類の提	出期限等に	実績変更」の内容について協議するものとする。 なお、 等については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。 等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用について

					特	記	仕	様	書
章	節	条	見出し	項				特言	記及び追加仕様書事項
		57	法定外の労災保険の付保	7 1	発注者 支払った。 費率分及 を差し引い し、精算の 受注者が の措置を 疑義が	額のうち、記述現場管理いた費用を変更時の設から提出され行う場合が生じた場合	変更対象費証明書類に理費に含また、土木工事計額を算出れた資料にある。	おいて確認される実績変見標準積算基けるものとす。虚偽の申告	遺を踏まえて設計変更する場合、実績変更対象費に実際 認された費用から、積算基準により算出した共通仮設 医更対象費分(以下「実績変更対象費(率式)」という。) 基準により算出した 共通仮設費及び現場管理費に加算 でする。 告があった場合については、法的措置及び指名停止等 するものとする。 災保険に付さなければならない。